

望ましい福祉避難所等の あり方について

山梨県福祉保健部障害福祉課
平成17年12月26日

現在の「福祉避難所」の定義（災害救助法関連）

大規模災害における応急救助の指針について（厚生省H9.6通知）

第3-3 (3)福祉避難所の指定

ア 要援護者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。以下(3)、

(4)及び(5)において同じ）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておくこと。

イ 福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された老人福祉センター等の施設とすること。

(4)福祉避難所の量的確保

あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足する場合は、厚生労働省と協議の上、社会福祉施設等や公的宿泊施設等に福祉避難所を設置すること。

発災直後、準備のできていない(福祉)避難所に要援護者を搬送すべきでない。(まず身近な一時避難所で受け入れる体制づくりを！)

災害救助法による救助の実施について（厚生労働省H13.7通知）

第5-2-(1)-ア(避難所)

(オ)「福祉避難所」の対象

者は、身体等の状況が特

別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度のものであって「避難所」での生活において特別な配慮を要する者であること。

また、「福祉避難所」における特別な配慮のために必要となる費用とは、概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等を配置するための費用、高齢者、障害者等に配慮した簡易便器等の器物の費用及びその他日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の費用とすること。

災害時要援護者の避難支援ガイドライン(H17.3)
「災害時要援護者の避難支援計画の具体化」より

(2)避難場所の整備

市町村や消防団、自主防災組織は、ハザードマップも活用しつつ、病院、介護保険関係施設、福祉センター、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所も含む）への活用を促進し、要援護者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減を進めること。（以下略）

福祉避難所等として想定
されている施設例

(例：「富山県災害時要援護者支援ガイドライン」
(H17.9)P38)

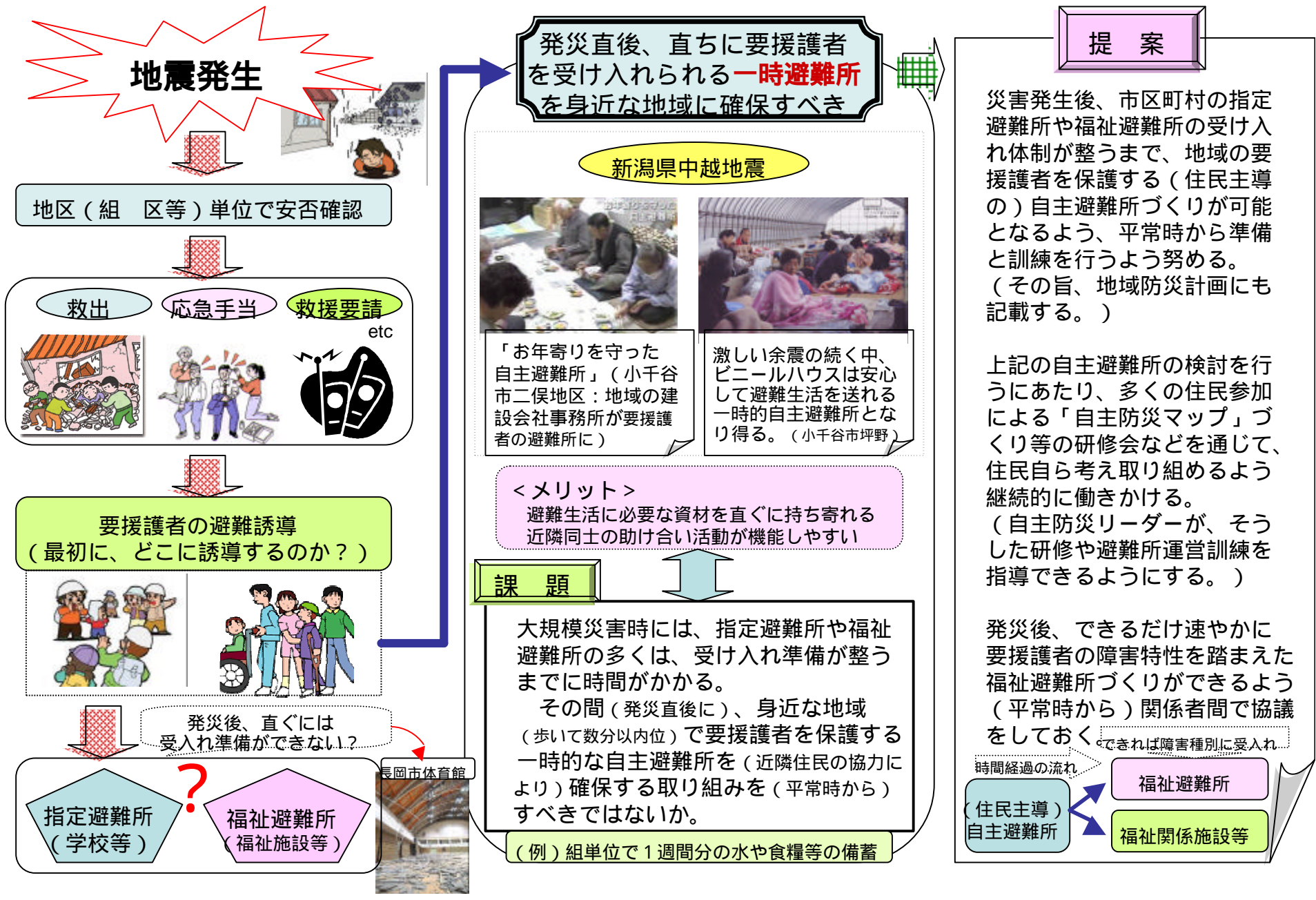
老人福祉センター、特別養護老人ホーム、
デイサービス施設、短期入所施設等の福祉
関係施設

宿泊施設（公的宿泊施設や旅館、その他
宿泊機能のある施設）等

<課題>

災害発生後、直ちに要援護者を受け入れる一時避難所（含・自主避難所）と、一定の準備期間を経て受け入れ態勢ができた段階で受け入れる福祉避難所、社会福祉施設等を系統的（時系列的）に位置づけるべき。

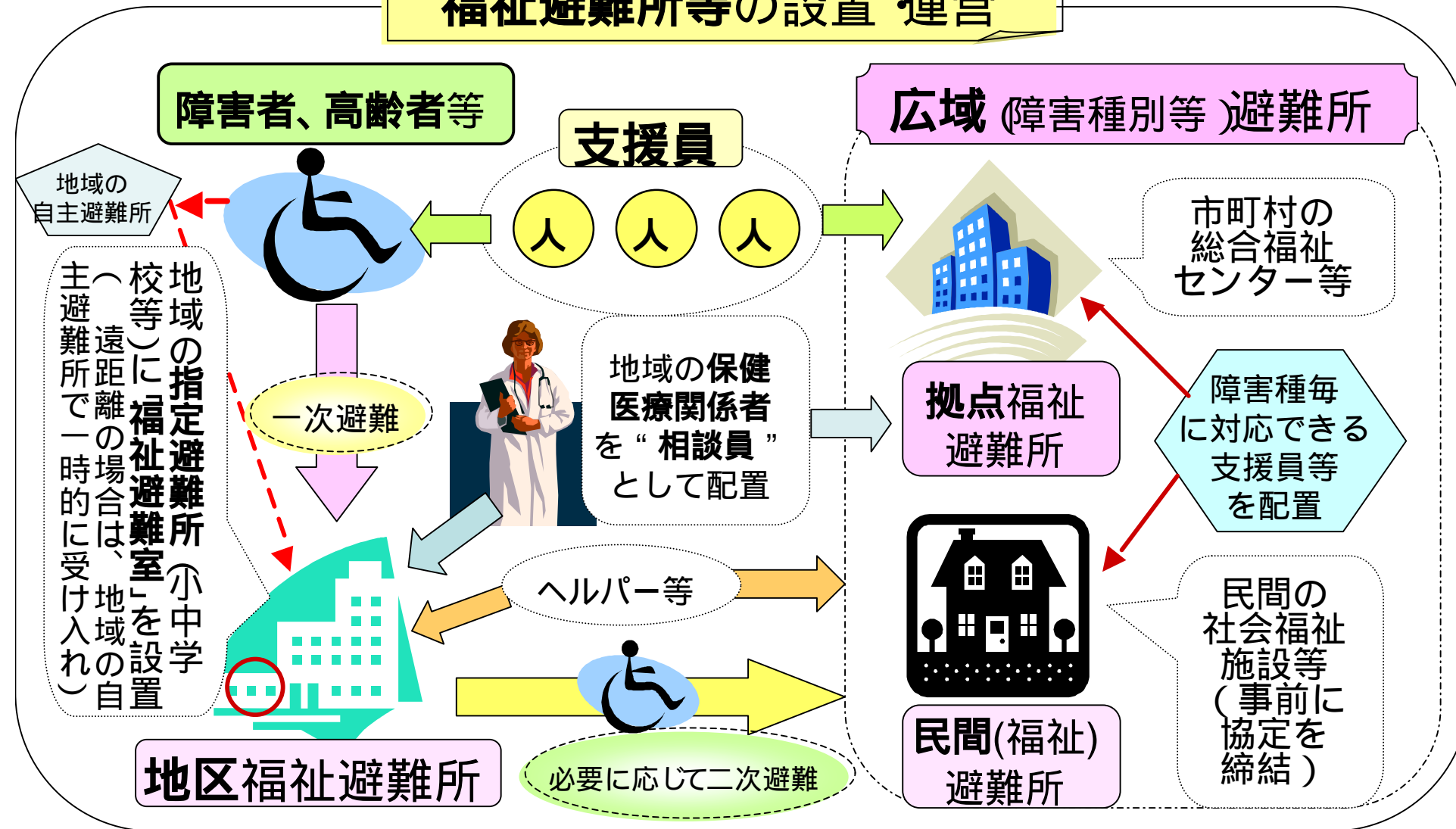
時系列による「福祉避難所」準備・誘導のあり方（試案：突発地震災害の場合）



山梨県「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」より

介護が必要な要援護者のための‘福祉避難所’確保

福祉避難所等の設置・運営



甲府市 高畑 2丁目の或る組での、要援護者救援のための自主防災マップ (研修会での検討)例



地域に根ざした取り組みとするために

- 市町村全体で関係者が集う「説明会」を行った後、自治会単位で多くの役員や世帯が参加する「自主防災マップづくり研修会」など、住民参加型の実践的な講習を行うことが重要。

民生
委員

H17.7.3 身延町 (下部・上之平地区)
災害時 (要援護者) 対策研修会



地元の防災リーダーが、要援護者 対策の検討結果を発表



要援護者一人ひとりの救援方法を、付箋紙に書き込んで地図に貼り付けた

- 上記の研修会を通じて、地域全体の防災意識が高まったところで、災害時要援護者一人ひとりをどう救援するか、個別の「防災カルテ」(あんしんカード等)を関係者が協力して作り、共有することが大切。

下町防災会 あんしん 防災カード

氏名	男・女	生年月日
生年月日	M・T・S・H	年 月 日 生れ 歳
住所		
緊急連絡先	氏名	電話番号及び携帯電話
かかりつけの病院		
現病歴		
現在服用中の薬品名:		
既往歴: (以前にかかった病気)		
災害時に自分が 望む対応や援助:		
備考:		

避難命令
 集合場所→円通院に集まります。防災会ごと移動します。
 避難場所→谷村第一小学校。対策本部の指示を受けます。
 ※避難の指示が出た時には、火の元の点検・ブレーカーを切って集合場所にお集まりください。

このカードは災害や急病などの緊急時、速やかに持ち出せる場所に保管してください。
 尚、このカードの扱いは防災会長が管理・保管し、緊急時以外には開示しません。



- さらに、毎年の地域毎の防災訓練で、多くの住民が参加し、体を動かして要援護者支援を行うことが大事です。

大月市猿橋地区自主防災会の防災訓練



大月市・殿上公民館（地区福祉避難所）

応急医療
救護所

大月市猿橋区自主防災会では、災害時要援護者の受け入れ施設（福祉避難所）として、集落の中心部にある殿上公民館（耐震化施設）を位置づけ、毎年の自主防災訓練で、支援員（住民有志）が要援護者の自宅から（応急担架等で）福祉避難所まで搬送し、施設の中で介護を行う訓練を行っている。



要援護者の
自宅から
搬送訓練



公民館内の和室で、
要援護者の介護訓練

35